(目的)

第1条 この要綱は、剪定枝粉砕機(以下「粉砕機」という。)を貸出し、久喜宮代衛生組合(以下「衛生組合」という。)管内の庭木等の剪定で発生する枝葉(以下「剪定枝葉」という。)の有効活用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化(たい肥化)を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 粉砕機の貸出しを受けることができる者は衛生組合管内から発生した剪定枝葉を 自ら処理しようとする者で、次に掲げる個人又は団体とする。
  - (1) 衛生組合管内に住所を有し、かつ、居住する者
  - (2) 衛生組合管内を本拠として活動する自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等、営利を目的としない団体
  - (3) 衛生組合管内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (4) その他衛生組合が適当と認める者

(貸出期間)

- 第3条 粉砕機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め連続した8日以内とする。ただし、返却日が久喜宮代衛生組合の休日を定める条例(平成5年衛生組合条例第1号)第1条第1項 各号に掲げる日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日を返却日とする。
- 2 前項の規定に関わらず、貸出しを受けた者が前条の要件を満たさなくなった場合は、 速やかに返却しなければならない。

(申込み)

- 第4条 粉砕機の貸出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)は、衛生組合に電話 又は口頭により予約を行うとともに、剪定枝粉砕機借用書(様式第1号)を管理者に提出し なければならない。
- 2 前項の申込みにあたり、利用者は、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出方法)

第5条 粉砕機の貸出方法は、利用者に対し、衛生組合の窓口において直接引き渡す方法 とする。

(貸出料)

第6条 粉砕機の貸出料は、無料とする。ただし、粉砕機の使用及び運搬に関する経費は、 利用者の負担とする。

(遵守事項)

- 第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉は、たい肥又は雑草の発生抑制等として有効利用し、 衛生組合が収集する燃やせるごみに排出しないこと。
  - (2) 粉砕機を使用する際は、騒音及び剪定枝葉の散乱防止等に十分配慮すること。

- (3) 粉砕機を剪定枝葉の処理以外の目的に使用しないこと。
- (4) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (5) 粉砕機に異常が生じた場合は、衛生組合に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 粉砕機を他に譲渡、転貸又は担保しないこと。
- (7) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。
- (8) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

- 第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、粉砕機の貸出しを中止し、返却させることができる。
  - (1) 利用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
  - (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(返却方法)

- 第9条 粉砕機の返却方法は、利用者が返却日に衛生組合へ運搬し、引き渡す方法とする。
- 2 利用者は、返却する際、粉砕機を次の利用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却するものとする。

(損害賠償)

- 第10条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。
- 2 利用者が、貸出しを受けた粉砕機の利用により、本人又は第三者に及ぼした損害の責任は、当該利用者が負うものとする。

(使用実績報告書)

第11条 利用者は、粉砕機返却の際に併せて剪定枝粉砕機使用実績報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者

あて

(利用者)

住所 久喜市・宮代町

氏名

(団体にあたっては、名称及び担当者の氏名) 電話

## 剪定枝粉砕機借用書

剪定枝粉砕機の使用について、久喜宮代衛生組合剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱第4条 第1項の規定により、下記のとおり借用します。

なお、使用にあたっては、久喜宮代衛生組合剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱を遵守いたします。

記

- 1 借用期間 開始日 年 月 日( ) 返却日 年 月 日( )
- 2 使用場所 久喜市・宮代町( )
- 3 チップの利用方法(いずれかに○を付けてください)
  - ① 発酵させて堆肥化 ② 雑草の発生抑制 ③ 土の乾燥予防
  - ④ 粉じん巻き上がりの防止、美観形成
  - ⑤ その他( )

【組合記入欄】※記入しないでください

本人確認書類	運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・ パスポート・その他 ( )	確認者	
--------	---	-----	--

年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者

あて

(利用者)

住所 久喜市 · 宮代町

氏名

(団体にあたっては、名称及び担当者の氏名) 電話

## 剪定枝粉砕機使用実績報告書

剪定枝粉砕機を使用しましたので、久喜宮代衛生組合剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 使用期間 年 月 日( )~ 年 月 日( )
- 2 粉砕量 約 kg
- 3 チップの利用方法(いずれかに○を付けてください)

  - ① 発酵させて堆肥化 ② 雑草の発生抑制 ③ 土の乾燥予防
  - ④ 粉じん巻き上がりの防止、美観形成
  - ⑤ その他(